

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

串 間 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営(認定農業者等)の指標	P 3
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P 3
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	P 3
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	P 3
2 市が主体的に行う取組	P 4
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	P 4
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	P 4
第4 認定者農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P 4
1 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標	P 4
2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標	P 5
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	P 5
(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	P 5
(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等	P 5
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 5
1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	P 5
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	P 6
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	P 6
(2) 区域の基準	P 6
(3) 農用地利用改善事業の内容	P 6
(4) 農用地利用規程の内容	P 6
(5) 農用地利用規程の認定	P 6
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	P 7
(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	P 7
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	P 7
3 J Aが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	P 7
(1) 農作業の受委託の促進	P 7
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	P 8
4 利用権設定等促進事業に関する事項	P 8
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	P 8
(2) 利用権の設定等の内容	P 9
(3) 開発を伴う場合の措置	P 9
(4) 農用地利用集積計画の策定期間	P 9

(5) 要請及び申出	P10
(6) 農用地利用集積計画の作成	P10
(7) 農用地利用集積計画の内容	P10
(8) 同意	P10
(9) 公告	P11
(10) 公告の効果	P11
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	P11
(12) 紛争の処理	P11
(13) 農用地利用集積計画の取消し等	P11
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	P11
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	P12
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	P12
(2) 推進体制等	P12
第6 その他	P12
附則	P12
別紙1 (第4の1(1)⑥関係)	P12
別紙2 (第4の1(2)関係)	P13

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は宮崎県（以下、「県」という。）の最南端に位置し、恵まれた気象条件を生かし、沿海水田地域では早期水稲、中間畑地域では食用甘藷を中心に、畜産・施設・露地園芸、茶、葉たばこなどの生産振興を図っている。

しかしながら、今日の農業・農村を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化、輸入農産物の増加や産地間競争に伴う価格低迷、更には消費者ニーズの多様化など大変厳しい状況となっている。

今後は、計画的な農業基盤の整備、農地の利用集積による農地の利活用を行うとともに、多様な担い手の確保・育成とスマート農業等の推進により、農畜産物の需給動向に即した生産性の高い農業実現を目指す。
- 2 本市の農業構造については、人口減少及び少子高齢化の進行に伴い、農家戸数の減少や就業者の高齢化、農業後継者の減少による耕作放棄地の増加が懸念されており、特に兼業化率の高い土地利用型農業を中心に担い手不足が深刻な問題となっている。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、規模拡大志向農家への農地の流動化は進展しないまま推移してきたが、農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速な農地の流動化が進む可能性が高まっている。
- 3 本市はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体（以下「認定農業者等」という。）や新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成することとともに、集落・地域において人と農地の問題を解決するため、地域農業の未来の設計図である「地域計画」に位置づけ、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが急務である。

このため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を明らかにするとともに、その育成を促進する。また、農地中間管理事業の活用を軸とし、「地域計画」の実行を推進していくことにより、これらの経営体に対する農地の集積・集約化や経営管理の合理化、その他の経営基盤の強化を促進するための各種施策を一体的に推進していく。
- (1) 認定農業者等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間農業所得（1戸当たり550万円程度、主たる従事者1人当たり360万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

農業経営改善計画の認定申請を行う名義人については、実質的に共同経営者として役割を担っている女性農業者や農業後継者についても家族経営協定等の要件が確認できれば、計画認定の共同申請ができるものとする。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営体の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。
- 4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は串間市農業委員会（以下、「農業委員会」という。）・農業協同組合（以下、「JA」という。）・南那珂農林振興局（以下、「農林振興局」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、串間市農業再生協議会（以下、「再生協議会」という。）により集落段階における農業の将来展望とそれらを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体で行われている集团的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全域に展開して集団化・連担化した条件で認定農業者等に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業など土地利用型農業が主である集落で、認定農業者等の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に認定農業者等が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組みよう指導・助言を行う。

更に、このような農地賃借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農作業受託組織と連携を密にして、農地賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集落的な経営展開を助長するため、農林振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善等による高収益化や新規作目の導入を促進する。

また生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に農所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともにその経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に認定農業者等の少ない地区等においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

なお、認定農業者等と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、認定農業者等を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度の望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 本市は、再生協議会において、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びJA単位の研修会の開催を行う。

特に大規模経営を目指す経営体においては、適切な資金計画の下に投資を行っていくため、JAの融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の策定の指導等を重点的に行う。

- 6 地球温暖化等による気候変動が進行し、局部的豪雨が全国的に増加する等、日本各地で大規模な自然災害が頻発している。

本県では、平成22年度に口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、平成30年4月に硫黄山の噴火、令和2年度と4年度には、再び高病原性鳥インフルエンザの発生により大きな被害を受けている。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外との出入国制限や学校の臨時休校、外出自粛等により、農畜産物の出荷減少や価格の低迷、輸出の停滞、人材の確保、新たな生活様式による商・物流の変化等、幅広い分野で大きな影響が生じた。

このほかにも、台風や長雨による災害や、新奇病害虫の発生など、これまで想定を超えた危機事象が発生している。

このように農業は様々なリスクに直面しており、災害に強い生産基盤や家畜・植物防疫体制、農業セーフティネット、地球温暖化対策、飼料・エネルギー等の資源循環などにより、あらゆる危機事象に負けない農業の構築を目指していく必要がある。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年の新規就農者は4人であり、近年では減少傾向の状況となっている。新規就農者のほとんどが後継者就農であり、新規参入者については、資金面・技術面において数多くの課題があることから、各種制度を活用しながら新規就農者の育成・確保を積極的に進めていく必要がある。

(2) 確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年等に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や宮崎県農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえつつ、本市においては串間市農業振興基本計画に基づき、年間10人の当該青年等の確保を目標とする。

(3) 確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農・経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や宮崎県農地中間管理機構（以下、「農地中間管理機構」）による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターやJA等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定者農業者等）の指標

第1に示したような目標を可能とする認定者農業者等の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと別表1のとおりである。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと別表2のとおりである。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、宮崎県農業経営・就農支援センター（以下、「就農支援センター」という。）、農林振興局、JA等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的な研修の実施、青年等就業計画の認定、フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期に異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農林振興局やJAなど関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路や営農面から生活面までの様々な課題等に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらについては市が主体となって、再生協議会を中心に農業を担う者の受け入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる就農相談体制を構築する。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農者関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業委員会、JA、農林振興局等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着サポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 宮崎県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、JA、農林振興局と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、JA等の関係機関と連携して経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たな農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 認定者農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの認定者農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

また、農地中間管理事業等の推進により、認定農業者等への農地の集約化に努める。

○認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
80%	
なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、認定農業者等への面的集積の割合が高まるよう努める。	

(注) 1 「認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、農業法人を含む認定農業者に加え、認

定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年度は、令和8年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の農業は、第1に示すとおり、沿海水田地域では早期水稻、中間畑地域では食用甘藷を中心に園芸、畜産等と組み合わせた複合経営が主体となっており、条件の良い農地については認定農業者等の担い手への利用集積は進んできているが、経営農地が分散されているため農作業の効率化が図られておらず、規模拡大を進めるためには農地中間管理事業等による集約化の推進が重要課題である。

また、農業生産条件の不利な中山間地域においては、担い手不足、就業者の高齢化及び減少により耕作放棄地が増加しているため、担い手への集積を図るとともに、集落ぐるみで営農に取り組む農用地利用改善団体の機能強化や鳥獣被害防止対策が必要である。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、農地所有者からの農地の貸付意向が強まることが予想されることから「地域計画」に掲げる効率的な農用地利用の実現に向け、農地中間管理事業の活用や、各地域の農用地利用改善団体の自主的な話し合いにより、受け手となる担い手への農地の集積・集約化を推進し、農作業の効率化等を図ることによって、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域農業の維持に重要な役割を果たしている経営の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培のよる保全等の取組を推進する。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関、団体との連携等

市、農業委員会、JA、農地中間管理機構、土地改良区等が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手の農用地の集積を加速させる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は宮崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、農林振興局、その他の関係者とし、協議の場におい

て、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合わせへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等に農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・JA・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は（2）に規定、する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6－1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定に基づき認定する。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の公報への掲載やインターネットの利用等により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等【削除】に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等【削除】を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の①に規定する団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、利用改善団体（(5)の①の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体という。）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、JA、農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）等の指導、助言を求めたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 JAが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐこと

が重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を促進するための環境の整備を図る。

- ア J Aその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
 - エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置とその連携の強化
 - オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) J Aによる農作業の受委託のあっせん等

J Aは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託で行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件をすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地も含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事することが認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者が農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等と特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成

14年法律第127号) 附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は、業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 農地所有適格法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。)が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を行う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合は、農地転用の許可基準に従って許可しうるものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 本市は(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日を始

期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、法第12条第1項の規定による認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③、④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、JA又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合の他、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、現状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、この他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後ににおける土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並び

に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥まで掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

なお、市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

本市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画を定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該使用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

5 農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むことと

し、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するための必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、各種補助事業を活用し、農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

イ 本市は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、土地改良区、JA等の代表者等をもって構成する再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。再生協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を作成する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会の協力

農業委員会、JA、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月29日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年4月28日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成24年5月24日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成29年3月31日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和4年3月23日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）

とし。て利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間：最低3年（農業年金制度期間の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作物の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと思われる場合は、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、確立される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積圏においては、利用権設定等認事事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有し、旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第22条の規定より農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借借借等と十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額を基準として算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合は、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の算定方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成29年3月1日付内閣府第153号農林水産事務次官通知 第33号）に基づき定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積圏で定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時的に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する農事組合法人等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合は、原則として毎年一定の期日まで当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積圏においては、利用権設定等認事事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する際民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のゆゆを問わず、返還代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積圏においては、利用権設定等認事事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わずときは、当事者の双方の申出に基づき、申出が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産簿価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1 作付等毎に、農業の経営の受益に係る販売額（売済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する 2 1の場合において、受益総額の算定に当たっては、農業対策費、農機具施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬を確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「限益」と、「賃貸人」とあるのは「受託者（損失がある場合は、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地利用のために農地売却した者が、その農地で代わらばべき農地の所有権を取得するため高額の対価より行う取引（その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画で定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画で定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが済んだときは、当該農用地利用集積計画で定める所有権の移転の時期に所有権が移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが済んでいないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づき法務関係が効するものとする。